

答 申

第1 審査会の結論

長野県知事が行った後述の第2の2の開示決定は、妥当である。

第2 審査請求の経過

- 1 令和7年(2025年)12月19日、審査請求人は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)に基づき、次のとおり保有個人情報開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

松本技術専門校の11月25日付けで受験した入校選考の選考結果に係わる自己情報の内、どうした理由で落選したのか分かり、今後の議論、行動、今後行政訴訟ができるレベルでの情報の開示を求め。

- 2 令和7年12月23日、長野県知事(以下「本件実施機関」という。)は、本件請求について、「個人成績集計及び合否判定表」(以下「本件公文書」という。)を特定し、全部開示決定(以下「本件決定」という。)を行った。

- 3 令和8年(2026年)1月6日、審査請求人は、本件実施機関に対し、本件決定の取消し及び請求内容に即した正しい文書を改めて特定し、全部開示することを求めて審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書等により行った主張は、おおむね次のとおりである。

通常、面接試験では各面接官が作成する面接採点票等が存在するはずである。本件公文書は、それらの資料を集計した二次的な書類に過ぎない。審査請求人が開示を求めているのは、集計後の点数ではなく、採点に至った個別の評価内容が記載された不合格の理由が分かる情報である。

仮に面接採点票等が存在しないとするなら、本件公文書に記載された「面接判定」がどのようなプロセスを経て決定されたのか証明する選考審査会の詳細な議事録等を特定すべきである。

第4 本件実施機関の主張の要旨

本件実施機関が弁明書等により行った主張は、おおむね次のとおりである。

松本技術専門校の入校選考は、学力検査、職業適性検査及び人物考査（面接）（以下「各種検査」という。）による方法で行っており、本件公文書は、審査請求人の各種検査の成績値及び判定値、合否結果等を一覧表形式にしたものである。

審査請求人を合格者とするか否かは、入校選考審査会において、本件公文書と入校予定者選考基準（以下「選考基準」という。）を用いて判断したが、審査請求人の判定点の合計が選考基準に定める基準に達していなかったことから、不合格と判定された。

本件請求では、審査請求人が不合格となった理由が分かる保有個人情報の開示を求めているが、選考基準は個人情報に該当せず、本件公文書以外に審査請求人の合否判定に関する保有個人情報が存在しないことから、本件公文書のみを対象公文書として特定した。

なお、面接においては、各面接官が受験者の評価を記載する記録を作成しているが、一時的なメモであり私文書であることから、公文書として管理していない。これらの記録から各面接官の評価を集計し本件公文書を作成し、入校選考審査会の終了後には速やかに廃棄している。

また、入校選考審査会の議事録については作成していない。

第5 審査会の判断理由

1 本件決定の妥当性について

本件の争点は、本件実施機関が特定した「個人成績集計及び合否判定表」以外に、審査請求人に係る保有 개인정보が記載された公文書が存在するか否かである。

審査請求人は、通常、面接試験においては各面接官が作成する面接採点票等が存在するはずであり、対象文書の特定が不十分であると主張する。一方、本件実施機関は、本件公文書以外に本件請求の対象となる公文書は存在しないと主張する。

以下、本件公文書以外の本件請求の対象となる公文書が存在しないとする本件実施機関の説明に不合理な点がないか検討する。

本件実施機関によると、入校選考における面接については、各面接官が面接時に評定を行い、その結果を集計表に転記し、その後、各面接官が作成した評定票は私文書であることから保存せず廃棄しているとのことである。また、入校選考審査会においては、集計された成績及び選考基準に基づいて合否判定を行っていることから、審査請求人に係る合否判定に関する保有個人情報としては、「個人成績集計及び合否判定表」のみを保有しているとのことである。なお、入校選考審査会の議事録については作成していないとのことである。

当審査会において、本件実施機関に面接試験に係る事務の運用について確認したところ、その説明に特段不自然又は不合理な点は認められなかった。

したがって、本件決定時において、本件実施機関が保有していた審査請求人に関する文書が「個人成績集計及び合否判定表」のみであったとする本件実施機関の説明を覆すに足りる事情は認められず、本件公文書以外に開示すべき保有個人情報が存在すると認めることはできない。

なお、審査請求人は、面接採点票や選考審査会の議事録等の基礎資料が存在するはずであると主張する。しかしながら、保有個人情報開示制度は、実施機関が現に保有している文書の開示を求める制度であり、本件決定時において、本件実施機関が保有していたと認められるのは本件公文書のみである以上、それ以外の文書の開示を求めることはできない。

以上のことから、本件決定において、本件公文書のみを特定したことが誤りであるとは認められない。

よって、本件実施機関が行った本件決定は、妥当である。

2 審査請求人及び本件実施機関のその余の主張について

審査請求人及び本件実施機関のその余の主張は、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

3 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

4 付言

文書の作成に関しては、長野県公文書等の管理に関する条例(令和2年長野県条例第8号)第4条において、「実施機関の職員は、(中略)当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、(中略)公文書の管理に関する定め(中略)で定めるところにより、文書を作成しなければならない」とされている。

本件においては、面接試験に係る各面接官の評定票は私文書として取り扱われ、成績集計後に破棄される運用となっていた。そのため、後日、受験者から開示請求や審査請求がなされた場合に、集計結果の正確性や評価過程の妥当性を客観的に検証することが困難な状況となっている。

入校選考は、公的機関が実施する行政事務であり、その過程の適正性及び透明性を確保することが求められる。特に、合否判定の基礎となる評定資料は、本件公文書を作成するに当たり参照された資料であり、評定結果の基礎となるものであって、入校選考に係る事務を遂行する過程で作成されたものであるから、事後的な説明責任を果たし得るよう、一定期間適切に保存することが望ましい。

本件実施機関においては、公文書の管理及び行政運営の透明性確保の観点から、選考過程に関する文書の作成及び保存の在り方について検討し、より適切な文書管理に努められたい。

第6 審査経過

令和8年（2026年）	3月31日	諮問
	7月21日	審査請求人及び本件実施機関からの意見聴取及び 審議
	9月4日	審議終結